

特定非営利活動促進法施行条例等施行規則（平成24年3月横浜市規則第33号）

新旧対照表

現行	改正案
<p>(縦覧の場所等)</p> <p>第4条 (第1項省略)</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 縦覧に供しない日は、<u>第4日曜日(12月にあっては、第1日曜日及び第4日曜日とする。)</u>並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。</p> <p>(2) 縦覧に供する日における縦覧に供する時間は、午前9時から午後9時までとする。<u>ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(前号に掲げる日を除く。)</u>にあっては、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(第3号及び第3項から第5項まで省略)</p>	<p>(縦覧の場所等)</p> <p>第4条 (第1項省略)</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 縦覧に供しない日は、<u>横浜市の休日</u>を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に定める横浜市の休日とする。</p> <p>(2) 縦覧に供する日における縦覧に供する時間は、午前9時から午後5時15分までとする。</p> <p>(第3号及び第3項から第5項まで省略)</p>
<p>(設立登記の完了の届出)</p> <p>第6条 条例第6条に規定する届出書は、設立(合併)登記完了届出書(第3号様式)とする。</p> <p>2 <u>前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1通を、法第14条の財産目録には副本1通を、それぞれ添付しなければならない。</u></p>	<p>(設立登記の完了の届出)</p> <p>第6条 条例第6条に規定する届出書は、設立(合併)登記完了届出書(第3号様式)とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第7条 条例第8条第1項に規定する届出書は、役員の変更等届出書(第4号様式)とする。</p> <p>2 <u>前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添付しなければならない。</u></p>	<p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第7条 条例第8条第1項に規定する届出書は、役員の変更等届出書(第4号様式)とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(定款の変更の届出)</p> <p>第9条 条例第10条に規定する届出書は、定款変更届出書(第6号様式)とする。</p> <p>2 <u>前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の定款には、副本1通を添付しなければならない。</u></p>	<p>(定款の変更の届出)</p> <p>第9条 条例第10条に規定する届出書は、定款変更届出書(第6号様式)とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)</p> <p>第10条 条例第11条に規定する提出書は、定款の変更登記完了提出書(第7号様式)とする。</p> <p>2 <u>前項の提出書に添付する登記事項証明書には、その写し1通を添付しなければならない。</u></p>	<p>(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)</p> <p>第10条 条例第11条に規定する提出書は、定款の変更登記完了提出書(第7号様式)とする。</p> <p>(削除)</p>

<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第11条 条例第13条に規定する提出書は、事業報告書等提出書（第8号様式）とする。</p> <p><u>2 前項の提出書に添付する事業報告書等には、それぞれ副本1通を添付しなければならない。</u></p> <p>(合併登記の完了の届出)</p> <p>第18条 条例第20条に規定する届出書は、設立(合併)登記完了届出書とする。</p> <p><u>2 第6条第2項の規定は、前項の届出書に添付する書類について準用する。</u></p> <p>(認定の申請)</p> <p>第20条 条例第21条に規定する申請書は、特定非営利活動法人認定(特例認定)申請書(第16号様式)とする。</p> <p><u>2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、それぞれ副本1通を添付しなければならない。</u></p> <p>(認定の有効期間の更新申請)</p> <p>第21条 条例第23条第1項に規定する申請書は、認定有効期間更新申請書(第17号様式)とする。</p> <p><u>2 前項の申請書に添付する書類には、それぞれ副本1通を添付しなければならない。</u></p>	<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第11条 条例第13条に規定する提出書は、事業報告書等提出書（第8号様式）とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(合併登記の完了の届出)</p> <p>第18条 条例第20条に規定する届出書は、設立(合併)登記完了届出書とする。</p> <p>(第2項削除)</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第20条 条例第21条に規定する申請書は、特定非営利活動法人認定(特例認定)申請書(第16号様式)とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(認定の有効期間の更新申請)</p> <p>第21条 条例第23条第1項に規定する申請書は、認定有効期間更新申請書(第17号様式)とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第23条 条例第26条に規定する提出書は、役員報酬規程等提出書（第19号様式）とする。</p> <p><u>2 前項の提出書に添付する書類には、それぞれ副本1通を添付しなければならない。</u></p>	<p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第23条 条例第26条に規定する提出書は、役員報酬規程等提出書（第19号様式）とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(助成金支給書類等の提出)</p> <p>第24条 条例第27条に規定する提出書は、助成金支給書類提出書（第20号様式）とする。</p> <p><u>2 前項の提出書に添付する書類には、それぞれ副本1通を添付しなければならない。</u></p>	<p>(助成金支給書類等の提出)</p> <p>第24条 条例第27条に規定する提出書は、助成金支給書類提出書（第20号様式）とする。</p> <p>(削除)</p>

第3号様式（第6条第1項、第18条第1項）

設立（合併）登記完了届出書

（略）

第3号様式（第6条、第18条第1項）

設立（合併）登記完了届出書

（略）

第4号様式（第7条第1項）

役員の変更等届出書

（略）

第4号様式（第7条）

役員の変更等届出書

（略）

第6号様式（第9条第1項）

定款変更届出書

（略）

第6号様式（第9条）

定款変更届出書

（略）

第7号様式（第10条第1項）

定款の変更登記完了提出書

（略）

第7号様式（第10条）

定款の変更登記完了提出書

（略）

第8号様式（第11条第1項）

事業報告書等提出書

（略）

第8号様式（第11条）

事業報告書等提出書

（略）

第16号様式（第20条第1項）

特定非営利活動法人認定（特例認定）申請書

（略）

第16号様式（第20条）

特定非営利活動法人認定（特例認定）申請書

（略）

第17号様式（第21条第1項）

認定有効期間更新申請書

（略）

第17号様式（第21条）

認定有効期間更新申請書

（略）

第19号様式（第23条第1項）

役員報酬規程等提出書

（略）

第19号様式（第23条）

役員報酬規程等提出書

（略）

第20号様式（第24条第1項）

助成金支給書類提出書

（略）

第20号様式（第24条）

助成金支給書類提出書

（略）